

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください

募集型企画旅行「旅行条件書」
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、関東観光株式会社(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款という)によります。

2. 旅行お申込み及び契約の成立時期

- 当社又は当社受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、2,000 円の申込金(但し、関東バス各営業所や銀行振込みでお支払いの場合は全額)を添えてお申込みいただけます。お申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承認した日の翌日から起算して 7 日以内に申込み書の提出と申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

3. お申込み条件

- 20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 特別の配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただけます。旅行開始日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降のお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

5. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上はおとな代金、満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保を及び食事、観光・宿泊施設の寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したもの)
①運送機関の運賃・料金
②宿泊代金
③食事代金
④観光に係る代金
⑤団体行動中の心付
⑥添乗員経費
⑦その他旅行代金に含まれる旨表示したものと上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与しえないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日からさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客様に通知します。

8. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただけます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客さまの都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただけます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただけます。

取消・変更日	取消・変更料	
旅行開始かの前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
①21日目にあたる日以前の解除	無料	無料
②20日目にあたる日から11日目までの解除	旅行代金の20%	無料
③10日目にあたる日から8日目までの解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目にあたる日から2日目までの解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10. 当社による旅行契約の解除

- お客さまが第 4 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第 9 項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
- 次の事項に該当する場合は当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じたときにおいて、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 慢性疾患、認知症、身体に障がいをお持ちの方および車いすを使用している方は同伴者の同行がないとき。
 - 妊娠中の方、食物アレルギーをお持ちの方は健康診断書のご提出をお願いいたします。当社の判断でご参加をお断りさせていただく場合があります。
 - ご高齢のお客様には原則同伴者の同行をお願い致します。同伴者がなく単独行動が出来ないと当社が判断した場合はご参加をお断りさせていただく場合がございます。

11. 添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
- 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

12. 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度として賠償します。
- お客さまが次に例示する事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止。
 - 運送・宿泊施設等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
 - 自由行動中の事故。
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延不通スケジュール変更・目的地滞在期間の短縮。

13. 特別補償

- 当社は第 12 項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償の規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第 12 項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運転中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14. お客様の責任

- お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務そのほか募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客さまは、旅行開始後において、万一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15. 旅程保証

- 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日	旅行開始日前日以降にお客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備または景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1) 1件とは運送機関の場合1乗車毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。 注2) ④または⑥に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。 注3) ⑦に掲げる変更については、①～⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。		

16. その他

- お客さまの怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただけます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただけます。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いはいたしかねます。
- 道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が発生しても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 座席はお申込順に前方より当社にて指定させていただきます。原則として座席変更はできません。
- シートベルトの着用は法令で定められておりますのでお願いいたします。
- バス車内は全面禁煙です。

17. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年5月1日を基準としています。また、旅行代金の算出は2014年5月1日現在の運賃・規則を基準としています。

<p>個人情報の取扱について</p> <p>当社および当社指定販売店記載の受託旅行業者は、旅行申込の際に提出いただいた申込書に記載された個人情報についてお客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲で当該機関等に提供いたします。また、このほか当社および販売店の旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用していただくことがあります。</p>
--

★確定情報を記載する最終旅行行程表

当社より特に連絡の無い場合は、パンフレット表記内容を以て替えさせていただきます。

●国内旅行傷害保険加入のおすすめ

安心してご旅行いただくため、お客さま自身で保険をかけられることをおすすめいたします。